

自家用電気工作物（知事部局）の保安管理委託業務仕様書

委託する保安管理業務

電気事業法第43条第1項に定める高知県の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務で、高知県の保安規程に基づいて実施する。

委託対象電気工作物

事業場の名称及び所在地	付表のとおり
需要設備容量及び受電電圧	付表のとおり
発電装置定格容量及び定格電圧	付表のとおり
受電種別	付表のとおり

委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

委託業務の内容

- 1 受託者が行う点検、測定及び試験は、電気工作物の種類に応じて原則として下記により別表のとおり行うものとする。また、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがある事項を発見したときは、とるべき措置について委託者に報告するものとする。
 - (1) 定期点検
 - a 月次点検は、主として運転中の施設を点検することをいい、点検回数は付表のとおりとする。
 - b 年次点検は、主として施設の運転を停止して点検することをいい、毎年1回行う。ただし、停電困難な場合にあつては、協議により、3年に2回以内において、施設の運転を停止せずに点検を行う。
 - (2) 臨時点検
臨時点検は、異常が発生した場合及び発生するおそれがある場合など、必要に応じて行う。
 - (3) 絶縁監視装置
 - a 付表の絶縁監視装置の設置欄に○印のついた事業場については、低圧電路の絶縁を常時監視するため受託者の責任において絶縁監視装置（50mA以上の漏洩電流で感知し発報するもの）を設置し、これに要する設置費用及び保守費用は受託者が負担すること。
 - b 絶縁監視装置から発せられた警報を受けた場合、受託者は委託事業場の連絡責任者

へ連絡を行い、警報の原因調査及び再発防止のための適切な措置を行うこと。

- c 受託者は漏洩警報発生時の受信記録を3年間保存すること。
- d 委託者は、受託者が絶縁監視装置を設置する場所の提供及び電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとし、受託者の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、改造等を行わないこと。
- e 絶縁監視装置の情報を、委託者の加入電話回線を利用して自動的に受託者に通報又は委託者が受託者に電話連絡する電話料は、委託者が負担すること。
- f 委託者の電気工作物の変更等により、絶縁監視装置の設置条件に適合しなくなった場合及び絶縁監視装置の運用に支障があると認められた場合は、協議の上、絶縁監視装置を受託者が撤去すること
- g 委託者が、撤去を申し出た時又はこの契約が消滅した場合は、絶縁監視装置を受託者が撤去すること。

(4) スマート保安

- a 付表のスマート保安欄に○印のついた事業場については、低圧電路の負荷を適確に監視するため受託者の責任において電流監視装置を設置し、これに要する設置費用及び保守費用は受託者が負担すること。
- b 電流監視装置から発せられた警報を受けた場合、受託者は委託事業場の連絡責任者へ連絡を行い、警報の原因調査及び再発防止のための適切な措置を行うこと。
- c 受託者は負荷の記録を1年間保存すること。
- d 受託者は委託者から記録データの提供要請があった場合は速やかに応じること。
- e 主遮断装置並びに保安上の責任分界点から主遮断装置までの間に施設する開閉器、遮断器及び配線について、「主遮断装置等の更新計画」の作成及び更新の助言を行うこと。
- f 委託者は、受託者が電流監視装置を設置する場所の提供及び電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとし、受託者の電流監視装置を無断で移設、取外し、改造等を行わないこと。
- g 電流監視装置の情報を、委託者の加入電話回線を利用して自動的に受託者に通報又は委託者が受託者に電話連絡する電話料は、委託者が負担すること。
- h 委託者の電気工作物の変更等により、電流監視装置の設置条件に適合しなくなった場合及び電流監視装置の運用に支障があると認められた場合は、協議の上、電流監視装置を受託者が撤去すること
- i 委託者が、撤去を申し出た時又はこの契約が消滅した場合は、電流監視装置を受託者が撤去すること。

(5) 事故・故障発生時

- a 受託者が事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を委託者から受けた場合は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。

- b 受託者は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。
- c 受託者は、事故・故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、委託者に指示又は助言を行うこと。
- d 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、受託者が委託者に対し、事故報告を行うよう指示を行う。
- e 受託者は、配線及び機器について製造者起因と考えられる不具合が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同様の配線及び機器を設置している事業場を調査し委託者へ報告すること。また、製造者に製造期間や不具合ロット等について問い合わせを行い影響の範囲を推定し対策について、委託者に指示又は助言を行うこと。

(6) 定例以外の業務

- a 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長への報告、届出書類及び図面等について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- b 委託対象電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び完成検査を行い、必要に応じてそのとるべき措置について委託者に報告すること。
- c 電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に報告すること。
ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとする。

(7) 次の①～④のいずれかに該当する電気工作物については、委託者は点検、測定及び試験の全部又は一部を、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、委託者の求めに応じ受託者は助言を行うこととする。

- ① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のaからfまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）
 - a 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - b 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - c 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - d 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - e 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

- f 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等
- ② 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次の a から f までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）
- a 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点検を行うことが危険を伴う場合（広告塔、照明塔、回転機器等）
 - b 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - c 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - d 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - e 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - f 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- ③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- ④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (8) 委託者の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、保安業務担当者等の観点から点検を行うものとする。
- (9) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、(1)及び(2)によるほか、委託者が確認を行うものとする。

2 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれのある場合に、委託者又は四国電力送配電株式会社等の通知に基づいて、受託者は電話により、又は保安業務従事者を派遣して応急措置の指導を行うこと。

この場合、委託者は受託者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に連絡するものとする。また、台風、集中豪雨等の地域的な災害時には、組織的に事故対応を行うこと。

3 電気事業法第 107 条第 3 項に規定する立入検査の立会いについては、その都度、委託者の通知に基づいて受託者はただちに保安業務従事者等を派遣して行うものとする。

4 業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。また、高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて労働者災害補償保険に加入し、その保険証の写しを提出すること。

5 定期点検報告書の作成、提出

月次点検、年次点検の報告書を作成し、委託事業場の連絡責任者に確認を受けた後、全事業場の報告書の写しを毎月ごとにまとめて月初めに県土木部建築課に提出すること。

6 経済産業局への申請、届出

受託者は、契約締結後、速やかに保安全管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規定届出書を作成し、四国経済産業局長に提出するものとする。この申請が申請後1箇月以内に承認を得られなかった場合、又は取消しになった場合は、委託者はこの契約を一方的に解除できるものとする。

なお、申請、届出に係る費用は、保安全管理業務委託料に含むものとする。受託者が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

7 保安業務担当者の資格等

(1) 受託者は、第1条に掲げる電気工作物の保安全管理業務を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に定める要件に適合する者（以下「保安業務従事者」という。）をあてるものとする。

(2) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務従事者に、保安全管理業務の一部を実施させることができるものとする。

(3) 保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安全管理業務の実施を補助させることができるものとする。

(4) 保安業務担当者等は、保安全管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、委託者の求めに応じ提示することとする。

(5) 受託者は、保安業務担当者等の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を委託者に通知するものとし、委託者は面接等により本人の確認を行うこととする。また、保安業務担当者等を変更する場合も同様とする。

8 連絡責任者及び発電所担当者

(1) 委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受託者と連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）及び発電所には発電所担当者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。なお、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有するものをあてるものとする。

(2) 委託者は、前項の連絡責任者及び発電所担当者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に遅滞なく通知するものとする。

- (3) 委託者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受託者に通知するものとする。
- (4) 委託者は、連絡責任者及び発電所担当者又は代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

9 通知義務

委託者は、次に定める事項を受託者に通知するものとする。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生のおそれがある場合
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- (3) 絶縁監視装置の電話連絡方式を設置しているものにあつては、絶縁監視装置が警報を発した場合
- (4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施行する場合及び工事が完成した場合
- (5) 電気工作物に接近して作業を行う場合
- (6) 責任分界点又は需要設備構内(使用区域)を変更する場合
- (7) 電気の保安に関する組織を変更する場合
- (8) 委託者又は事業場の名称又は所在地(地名表示)に変更があつた場合
- (9) その他本契約を履行するうえで、必要な場合

10 契約の変更

委託者が次に掲げる事項を変更する場合は、委託期間内でも、この契約を変更するものとする。

- (1) 需要設備の設備容量、受電電圧又は受電種別
- (2) 発電所の発電機定格容量(出力)又は発電機定格電圧
- (3) 非常用予備発電装置の発電機定格容量(出力)又は発電機定格電圧
- (4) 配電線路の電圧、線路亘長又は電源供給器施設数
- (5) 保安規程
- (6) 支払方法、点検回数、使用期間等
- (7) 委託対象電気工作物の追加

11 契約の失効

委託者の電気工作物が、次のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

- (1) 委託者の電気工作物が廃止された場合
- (2) 電気事業法施行規則第52条第2項による承認を取り消された場合
- (3) 経済産業省告示第249号の要件に該当しなくなった場合
- (4) 一般電気工作物となった場合

- (5) 受電電圧が 7,000 ボルトを超えた場合
- (6) 電圧 7,000 ボルト以下で連系等をする水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所の出力が 2,000 キロワット以上、燃料電池発電所の出力が 1,000 キロワット以上となった場合
- (7) 構外にわたる配電線路の電圧が 600 ボルトを超えた場合

12 契約の変更に伴う委託料の取扱い

契約の変更に伴う委託料の支払は、次のとおりとする。

(1) 設備容量等の変更

設備容量等が 1 日から 15 日までに変更になった場合は、当該月から、16 日から月末までに変更になった場合は、翌月分から委託料を変更する。

(2) 委託対象電気工作物の追加

委託料の適用開始日は協議により決定とし、適用開始日が 1 日から 15 日までの場合は当該月から追加に係る月額全額を、適用開始日が 16 日から月末までの場合は翌月分から支払うものとする。

(3) 月の途中で契約が解除又は失効した場合、その日が 1 日から 15 日までの場合は当該月分を支払わず、16 日から月末までの場合は当該月分の全額を支払う。

13 電気工作物以外の不安全施設の措置

- (1) 委託者は、受託者が保安管理業務を実施するための通路及び足場等の状態が悪く、保安業務担当者等の安全が確保されないと認められる設備（以下「不安全施設」という。）がある場合は、自己の負担において速やかに改修するものとする。
- (2) 受託者は、委託者と協議し、不安全施設が改修されるまでの間、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことができる。

14 損害賠償

受託者はこの契約にあたり、故意又は過失によって委託者や第三者に与えるおそれがある損害（委託事業場の従業員や第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対する損害賠償保険に加入し、その写しを提出すること。